

人定第13号
令和2年3月31日

本省局部課長 殿

法務省大臣官房人事課長
(公印省略)

本省内部部局の職員の配置定員について（通達）
標記については、別表のとおりとし、令和2年4月1日から施行することとされましたので、その適正な運用に留意願います。
なお、平成31年3月29日付け人定第14号当職依命通達「本省内部部局の職員の配置定員について」は、廃止します。

別表 本省内部部局の職員の配置定員

局 部 課 名 又は官職名	配 置 定 員 (人)								計 うち検事
	特 別 職	指 定 職 うち検事	行 政 職 (一) うち検事	行 政 職 (二) うち検事	医 療 職	専 門 ス タッフ 職	合		
事務次官		1						1	
秘書官	1							1	
官房長		1	1					1	1
公文書監理官		1						1	
サイバーセキュリティ・情報化審議官		1						1	
官房審議官		1		3	3			4	3
官房参事官				4	4			4	4
秘書課				52	2			52	2
人事課				41	3			41	3
会計課				76	1	24		100	1
国際課				20	3			20	3
施設課				80	1			1	81
厚生管理官				21			5		26
司法法制部		1	1	58	5			59	6
うち国立国会図書館支部法務図書館				6				6	
大臣官房小計	1	6	2	355	22	24	5	1	392
民事局		1	1	96	12				97
刑事局		1	1	63	16				64
矯正局		1	1	82	1				83
保護局		1	1	40	3				41
人権擁護局		1	1	23	3				24
訟務局		1	1	85	26			1	87
合 計	1	12	8	744	83	24	5	2	788
									91

備考 「うち検事」は、法務省設置法(平成11年法律第93号)附則第4項の規定により充てることができる検事の人数であり、内数である。